

平成17年度

# 国の施策・予算に対する 提案・要望

平成16年7月



さいたま市

さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

21世紀を迎えた今日、地方分権の進展をはじめ、少子高齢化の進行、地球規模の環境問題の顕在化、情報通信技術の目覚ましい発達など、社会情勢は大きく変化してきております。特に、三位一体改革につきましては、改革が着実に進められ、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムが構築され、真の地方分権が確立されますよう、大きな期待を寄せているところであります。

政令指定都市移行から2年目を迎えました本市におきましても、政令指定都市にふさわしい都市づくりを進める中、だれもが住んで良かった、住み続けたいと思える都市の実現を目指し、「市民と行政の協働」「人と自然の尊重」「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として、より豊かな市民生活の実現に向け、市政運営に取り組んでいるところであります。

今後も、この3つの基本理念とこれまで着実に積み上げてきた都市づくりの基盤を大切にしながら、時代と市民ニーズに即した、さいたま市らしい施策の展開を図ってまいりたいと存じます。

つきましては、平成17年度の国における施策の決定及び予算編成に当たり、本市の新しい都市づくりに向けた諸提案及び要望に関して、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年7月

さいたま市長 相川宗一

## 目次

### 三位一体改革の早期実現

- 1 地方分権の実現に向けた三位一体改革について ……2

### 地方分権の推進

- 2 政令指定都市制度の更なる充実について ……6

### 安らぎと潤いのある環境を守り育てる<環境・アメニティ>

- 3 資源循環型社会の推進について ……8

### 子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる<健康・福祉>

- 4 生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金について ……10  
5 障害者福祉支援費制度の充実について ……11  
6 国民健康保険財政の確立について ……12

### 一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む<教育・文化・スポーツ>

- 7 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……14

### 人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる<都市基盤・交通>

- 8 さいたまタワー誘致について ……16

### 安全を確保し、市民生活を支える<安全・生活基盤>

- 9 地震防災対策の充実強化について ……20

---

内閣府

---

- 1 地方分権の実現に向けた三位一体改革について ……2
- 2 政令指定都市制度の更なる充実について ……6
- 9 地震防災対策の充実強化について ……20

---

総務省

---

- 1 地方分権の実現に向けた三位一体改革について ……2
- 2 政令指定都市制度の更なる充実について ……6
- 7 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……14
- 8 さいたまタワー誘致について ……16
- 9 地震防災対策の充実強化について ……20

---

財務省

---

- 1 地方分権の実現に向けた三位一体改革について ……2
- 2 政令指定都市制度の更なる充実について ……6
- 7 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……14

---

文部科学省

---

- 7 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……14
- 9 地震防災対策の充実強化について ……20

---

厚生労働省

---

- 4 生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金について ……10
- 5 障害者福祉支援費制度の充実について ……11
- 6 国民健康保険財政の確立について ……12

---

農林水産省

---

- 3 資源循環型社会の推進について ……8

**目次**  
**省庁別**

---

**経済産業省**

---

- 3 資源循環型社会の推進について .....8
- 

**国土交通省**

---

- 9 地震防災対策の充実強化について .....20
- 

**環境省**

---

- 3 資源循環型社会の推進について .....8



# 地方分権の実現に向けた三位一体改革について

〔内閣府・総務省・財務省〕

三位一体改革は、地方が自らの判断と責任の下、自らの財源により自主的・自立的な行財政運営ができるようにするという地方自治本来の姿の実現に向けた改革であります。

本年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び地方交付税の改革の方向性を一体的に盛り込んだ平成18年度までの「三位一体改革」の全体像を年内に決定することとされています。

本市は、政令指定都市移行2年目を迎え、住民福祉の充実、生活環境の整備、少子・高齢化対策などの重要な施策について対応するとともに、廃棄物処理をはじめとした環境問題、都市再生、災害に強い都市づくりなど高度に集積した都市機能に対応する大都市が抱える特有の諸課題に積極的に取り組んでいかなければなりません。

しかしながら、これらの財政需要に対する財源は乏しく、財政を取り巻く環境は、大変厳しい状況であります。このため、事務事業の見直しや組織機構の改革、定員の縮減を行い、事業の重点化及び厳しい選択を実施するなど、行財政運営の簡素・効率化に懸命の努力を尽くし対応してまいりましたが、根本的には地方税など自主財源の拡充強化を図ることが急務であります。

政令指定都市の責務を果たし、地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、地方税財源の充実確保が不可欠であることから、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする真の三位一体改革がなされることを強く要望します。

1 税源移譲の実現

- 国税と地方税の租税配分を当面1：1とすることを目標に、税源移譲を進めること
- 所得税から個人住民税、消費税から地方消費税など、基幹税により3兆円を上回る規模の税源移譲を国庫補助負担金の廃止・縮減に先行して決定し、確実に実現すること

2 国庫補助負担金の廃止・縮減

- 国庫補助負担金の廃止・縮減に当たっては、地方が示す具体案に基づき改革を進め、地方に負担が生じないよう所要額を税源移譲すること
- 生活保護費負担金の負担率引下げなど、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金の廃止・縮減は、決して行わないこと

3 地方交付税の改革

- 安定的な行政サービスの水準が保てるよう、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、算定の簡素化等の見直しを進めること

[担当：財政局 財政部 財政課]



